

「清瀬市立学校の通学区域見直しに関する報告書」に係る
パブリックコメントに寄せられたご意見への回答

清瀬市教育委員会では、市内小中学校の教育環境の平準化を図ることを目的として、通学区域の見直しを検討するため、平成23年度に通学区域見直し等検討委員会を設置して検討した結果として報告書が教育長に本年3月に提出されました。この報告書を受けて教育委員会で審議が行われました。

審議過程の中で、保護者や地域住民のご意見を反映できるよう、パブリックコメントを実施し、24名の方から25件のご意見をいただきました。このご意見は清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条の規定により教育委員会での審議において報告させていただき、ご意見を踏まえた審議を行った結果、このたび通学区域の見直しについて議決されました。

つきましては、いただいたご意見に対する市の考え方を項目別にまとめ、同要綱9条の規定により、市としての考え方を以下のとおり公表いたします。

なお、通学区域の見直しに関する件は、教育委員会の議決事項のため、議決後の公表となりましたことを申し添えさせていただきます。

ご意見の概要(件数)	市の考え方
<p>通学路の整備と安全性の確保 ①踏み切りの横断、②小金井街道の横断、③志木街道、新道（東3.4.7号線）、けやき通りの横断及び街路灯のない農道の通学 (13件)</p>	<p>通学路の安全確保については、事故を未然に防ぐことを最優先に考えなければならないと考えます。 ①中学生のみの通学区域の変更であり、多摩26市のうち清瀬市を含む4市を除いて線路の横断を通学路しています。日常生活においても踏切の利用も経験していることから、ご家庭、学校の安全指導を徹底することにより、踏み切りの横断は可能と考えました。 ②小学生であることと信号機がないことから、大踏み切り付近の横断歩道には、交通擁護員を配置します。他の場所での横断は信号のある交差点を渡るため、学校での安全指導を徹底します。 ③交通量の多い3本の道路横断と街路灯のない農道を使用する通学区域の変更（下清戸一丁目、三丁目）については、街路灯が整備され、通学路の安全が確保されるまでの間、保護者が希望する場合には、指定校変更を柔軟に取り扱うことといたします。</p>
<p>兄弟姉妹のいる世帯への配慮、猶予期間は2年では短い。指定校変更の柔軟な取り扱い。 (11件)</p>	<p>通学区域見直し対象区域に在住する児童・生徒の取り扱いは、以下のとおりとします。 ①平成24年度に在学中の児童・生徒は、卒業まで引き続き在籍校に通学するものとします。 ②平成25・26年度の2年間は、兄弟姉妹の有無にかかわらず変更前、変更後どちらかの学校を保護者の判断により選択することができ、卒業するまで在籍します。 ③兄弟がすでに在籍している場合に限り、児童・生徒及び保護者の負担を考慮して、<u>期間を限定せず</u>に変更前、変更後のどちらかの学校を保護者の判断により選択して入学することができることとします。 ※平成27年度以降に入学する児童・生徒は、兄弟姉妹関係を除いて変更後（指定校）の学校に進学していただきます。</p>
<p>通学区域の見直しの変更・撤回 (5件)</p>	<p>現在大規模化している学校と小規模化している学校を将来の児童・生徒数の減少などを考慮して、校舎の増改築によらず、市内全域の教育環境の平準化を図るため、検討委員会の報告書にあるすべての区域について見直し対象区域とさせていただきました。</p>
<p>住民や保護者の意見を反映すべき (3件)</p>	<p>パブリックコメントでいただいたご意見をはじめ、保護者・住民説明会でいただいたご意見、第六小の保護者からの請願、下清戸地域の方からの嘆願書など通学区域の見直しに関わるご意見・ご要望のすべてを教育委員会の審議に報告しました。その結果、報告書にはない緩和措置などの審議が行われました。</p>

<p>中学校の学校選択制の取り扱い (4件)</p>	<p>平成25年度以降も制度を継続するものとし、通学区域の見直しとは別の機会に改めて検証を行うことにいたします。</p>
<p>進学先で少人数になることへの不安。元町二丁目26～28番の函(カ)の区域 (2件)</p>	<p>対象地域の児童は学年に1～2名であることから、進学後の生徒への心理的影響を考慮して、当該地域に居住する児童のうち平成24年度末現在、清瀬小学校に通学している児童に限り、対象区域の保護者の希望により清瀬中学校への通学を認めます。 ただし平成25年度以降に清瀬小学校を選択し、卒業後に兄姉が清瀬中学校に在学していない場合は、変更後の指定校（第四中学校）への進学となります。</p>
<p>校舎の増築で対応すべき (1件)</p>	<p>検討委員会では、様々な方策を検討しましたが、市内の学校施設は老朽化により大規模改修を進めなければならない校舎が多数ある状況にありますので、この改修に財源を集中する必要があると考えます。 清瀬市でも将来の児童・生徒数の減少が推計されていますので、増築ではなく、市内全域の通学区域の見直しを行うことを前提としました。</p>
<p>下清戸一丁目内に第十小、第五中を残している理由を明確にすべき (1件)</p>	<p>下清戸一丁目には、第八小学校と第十小学校の通学区域が混在しています。これまで指定校への通学には、交通安全上の課題があるため、希望する保護者から申請のあった場合は、指定校変更を許可してきた経過もあります。 現在、第八小学校の卒業生の進学先は清瀬中学校、第三中学校及び第五中学校の3校となっているため、なるべく整理する必要があり、この区域の中学校の通学区域のみ見直したものです。</p>
<p>決定前に説明・報告の実施 (1件)</p>	<p>通学区域の変更は、教育委員会の議決事項となっているため、平成25年度からの通学区域の見直しに向けて、教育委員会の会議での審議を行ってきました。会議の予定日時及び会場はホームページなどで公表していましたので、会議を傍聴された方もいらっしゃいました。決定した内容は、今後、市報やホームページなどにより周知してまいります。</p>
<p>新たな住民から適用すべき、行政の怠慢を市民に押し付けてはならない (1件)</p>	<p>新たに該当区域に居住する方を対象にして、以前から居住する方はこれまでどおりにとりかえる考えは、近所に居住する方と同一の通学区域でないことになり、現実的な制度ではないと考えます。 また、この見直しは、将来人口の増減する学校につきまして、数年後の清瀬市の将来の人口が減少することを勘案した中で行っていますので、市内全域の教育環境の平準化のため、是非ご理解いただきたいと思っております。</p>
<p>三中の生徒数を増やし過ぎでは(1件)</p>	<p>報告書の第三中学校の6年後の推計生徒数には、現在指定校変更をして第十小学校に通学している児童数も含まれています。このたびの議決では、(ケ)の区域については当分の間、第五中への進学者が一定数見込まれます。また、当面は学校選択制は維持されますので、実際には第三中学校に生徒が集中することはないと考えています。</p>
<p>説明の機会が不十分(1件)</p>	<p>5月に中学校5カ所で検討委員会からの報告書に基づいて、説明会を開催させていただき、たくさんの貴重なご意見を伺いました。教育委員会での審議の中で報告させていただき、意見を踏まえた中で審議され、議決に反映されたご意見も数多くございます。</p>

※ご意見の数については、複合しているご意見もありましたので、延件数で表示しています。

通学路見直しに係るパブリックコメントの意見項目別集計

No.	通学路の安全確保(不安)	兄弟関係の猶予期間緩和	通学区域見直しの見直しを	住民の意見反映	選択制	友人関係(心理的な影響)	その他
1		○					
2	○	○		○			○
3		○					
4	○	○	○				
5	○						
6		○					
7	○						
8	○				○		
9							○
10	○		○				
11						○	
12	○		○				
13		○					○
14	○						
15	○			○			
16	○		○		○	○	
17	○			○	○		○
18		○					○
19			○				
20		○					○
21	○						
22		○					○
23	○						○
24		○			○		○
25		○					
計	13	11	5	3	4	2	9

(47)

【見直し対象区域と居住地の関係】

No.	居住地	区域	件数	おもなご意見
1	竹丘三丁目10番41～53号、11～14番	ア	1	4歳と2歳の子がおり、兄弟関係は、2年の猶予期間でなく同じ学校へ通学できるようすべき。
2	竹丘三丁目2番、梅園一丁目4番	イ	-	
3	梅園一丁目1～3番(旧小児病院ほか)	ウ	-	
4	元町一丁目5～10番	エ	3	3学年離れた兄弟のため、登下校、学校行事、親の負担などがあるため、兄弟は期間を設けずに同じ学校へ通学できるようにしてほしい。急な話であり、猶予期間の2年は延長すべき
5	元町二丁目1番	オ	-	
6	元町二丁目26～28番	カ	2	卒業生のうち、1学年で1人だけで指定中学校に通学することになるため、精神的負担を考慮してほしい。 適用を新小学1年生からにすべきである。(カ)の区域については、小金井街道の横断などがあり、見直しから除外すべきである。
7	野塩四丁目、野塩五丁目全域	キ	2	教室が足りないのであれば増築すべきで、市の財政状況の厳しさのツケを一部の住民、子供の安全性の負担によって解決しようとするのは、根深く遺恨を残す住民がいてもおかしくない。 説明会が不十分。署名に対する回答がない。8年前の竹丘の住宅開発に市は開発の許可を行った後、何の手も打たず、先送りにした結果であり、増築をすべきである。
8	中里五丁目1～21、87～110、1053～1139番地 中里六丁目22～78、129～131、152、161、164、191、195、270、304～305番地、95番地8～18号 下清戸二丁目567～586、1111～1421番地	ク	-	
9	下清戸一丁目137～151、288～298、311～371、1176～1181番地 下清戸三丁目1～6、8～15、23～28、31、372～398、909～929番地	ケ	16	姉妹間で別の学校へ通うことになるのはおかしい。 第十小、第五中へ通学区域を変更してほしい。 3本の交通量の多い道路の横断と街灯のない農道を通学させることは、保護者としても不安であり、五中が近いのに変更することは理解できない。断固反対する。 歩道、街灯のある安全な通学路が必要。事故が起きたらだれが責任を取ってくれるのか。 低学年のうち、近所の高学年の子と一緒に通学している。 指定校変更を現状のとおり継続すべき。 うちよりも五中より離れている地域で、五中になっている区域があり納得いかない。 距離や安全性、人口の推移などを詳細に考慮して、多くの人が納得できる通学区域を再検討すべき。 見直しが必要なのは理解している。市は一方的でなく住民の意見に耳を傾けるべき。 新道は部分開通から10年以上が経過しており、今までに見直す機会はこれまでにあったはず。2年後からというのは納得いかない。
10	見直し対象外区域	-	1	一方的な決定でなく、希望者の意見を聞いて柔軟に対応すべき。
		計	25	